

阿賀野市条例第 3 8 号

阿賀野市集落排水事業償還基金条例を廃止する条例

阿賀野市集落排水事業償還基金条例（平成 1 6 年阿賀野市条例第 2 3 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の阿賀野市集落排水事業償還基金条例の規定により積み立てられた現金、有価証券は、それぞれ阿賀野市下水道事業償還基金条例（平成 1 9 年阿賀野市条例第 6 6 号）の規定による基金に属するものとする。